

法務省矯成第799号
令和5年5月16日

改正 法務省矯成第875号
令和5年5月26日

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
少年院（分院）長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 花村博文

受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について（通達）

受刑者及び少年院在院者の釈放又は出院後の就労をあらかじめ確保させることは、釈放又は出院後の生活基盤を確立するとともに、その再犯及び再非行を防止し、円滑な社会復帰及び改善更生を図る上で極めて重要であり、刑事施設及び少年院（以下「刑事施設等」という。）においても、保護観察所、更生保護法人、公共職業安定所（以下「安定所」という。）等の関係機関と連携し、就労支援の円滑かつ適正な運用を図る必要があるところ、厚生労働省通達「刑務所出所者等就労支援事業実施要領」（以下「支援事業実施要領」という。）の一部が改正されたことを踏まえ、平成25年4月11日付け法務省矯成第796号当職通達「受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について」の全部を下記のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、その円滑かつ適正な運用に配意願います。

なお、本件については、保護局及び厚生労働省職業安定局と協議済みです。

記

1 刑事施設等における就労支援の実施

（1）安定所による就労支援への協力

刑事施設等の長は、安定所の職員により実施される次に掲げる就労支援（以下下記3までにおいて単に「就労支援」という。）について、その対象となる受刑者（拘留受刑者を除く。）又は少年院在院者（以下「受刑者等」という。）の選定、情報の提供その他の協力を行い、その効果的かつ円滑な実施に努めること。

ア 支援事業実施要領8（1）イ（ア）に規定する職業講話の実施及び求職活動ガイドブックの配布

イ 支援事業実施要領8（1）イ（イ）に規定する職業相談・職業紹介の実施及び求人情報の提供

ウ 支援事業実施要領8（1）イ（ウ）に規定するトライアル雇用の活用

（2）職業訓練等の実施及び協力雇用主の開拓等

ア 職業訓練等の実施

刑事施設等の長は、就労支援の円滑な実施に資するため、雇用情勢に応じた職業訓練又は職業指導（以下「職業訓練等」という。）の種目を選定し、就労支援を必要とする受刑者等に対し、その釈放又は出院後の就労に役立つ職業訓練等を受ける機会を提供するように努めること。

イ 協力雇用主の開拓等

刑事施設等の長は、保護観察所及び安定所と連携を図りつつ、釈放又は出院後の就労に役立つ作業の提供及び受刑者等の就労の確保に協力する雇用主の開拓に努めること。

(3) 就労支援担当職員

刑事施設等の長は、刑事施設においては保護業務を担当する統括矯正処遇官（就労支援担当が配置されている刑事施設においては同担当。）又は主任矯正処遇官のうちから、少年院においては調査・支援業務又は処遇の段階が1級とされた在院者に係る教育業務を担当する統括専門官又は専門官のうちから就労支援担当職員を指名し、保護観察所、更生保護法人及び安定所との連絡調整等を行わせること。

(4) 安定所職員の活動への協力

刑事施設等の長は、安定所の職員が当該刑事施設等内において就労支援を行うに当たっては、場所の提供、面接時間の確保その他就労支援の円滑な実施のために必要な協力を行うこと。

(5) 個人情報等の取扱い

ア 個人情報の積極的な提供等

就労支援の実施に当たっては、日頃から安定所と十分なコミュニケーションを図り、安定所が必要とする受刑者等の個人情報の範囲やその活用方法を把握するとともに、安定所に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、可能な限り情報提供を積極的に行うこと。

イ 釈放又は出院の時期に関する情報の取扱い

刑事施設等の長は、安定所の職員に対し、就労支援の対象となる受刑者等の釈放又は出院の時期を推知させるような情報を当該受刑者等に与えることのないよう協力を求めること。

2 就労支援の周知等

(1) 就労支援の周知

刑事施設等の長は、受刑者等に対し、刑執行開始時指導又は新入時教育過程の期間において、就労支援の内容について確実に周知させるとともに、在所又は在院の期間を通じて、「生活のしおり」に記載することその他の方法により、その内容を知ることができるよう配慮すること。

(2) 就労支援の対象者の拡充

刑事施設等の長は、上記（1）による周知のほか、刑執行開始時指導、処遇の段階が3級とされた在院者に係る指導、処遇調査（刑執行開始時調査・再調査）、一般改善指導その他の機会において、面接指導を含む積極的な働き掛け

を行い、就労支援の対象者の拡充に努めること。

また、刑事施設等の長は、就労支援の必要性が高いと認められる受刑者等に対し、職業訓練、職業指導、特別改善指導、生活指導、教科指導、安定所による職業相談・職業紹介、保護観察所との情報共有等を早期から継続的に行い、重点的な就労支援を行うよう努めること。特に、就労に関する知識や経験が不足しているなどにより、明確な就労意欲を有してはいないが、就労支援を実施する中で就労意欲を持つ見込みがある受刑者等及び満期釈放又は退院が見込まれる受刑者等については、積極的に就労支援の対象とするよう努めること。

3 支援対象者及び準支援対象者に対する就労支援の実施

(1) 支援対象者及び準支援対象者の選定等

ア 支援対象者の選定

刑事施設等の長は、刑名刑期又は保護処分名、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に収容されている事実についての情報を求人者に開示して職業相談・職業紹介を行う就労支援の対象者（以下「支援対象者」という。）として、次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当し、かつ、安定所との連携による就労支援の必要性が高いと認められる者を選定すること。ただし、支援対象者の条件を満たす者が多数いるためにその全てを選定できない場合には、就労支援の必要性がより高いと認められる者を優先的に選定すること。

(ア) 釈放又は出院の見込日からおおむね3月以内であること。ただし、就労に関する知識や経験が不足していることなどにより比較的長期の支援期間が必要である場合、仮釈放等が見込まれ、帰住予定地を含めて早期に生活環境の調整を行う必要がある場合等にあつては、安定所と協議の上、当該就労支援に必要な期間を確保するよう努めること。

特に、在院者については、入院後の早期から、就労希望の有無について聴取し、処遇の段階が2級に向上したときなど、職業意識の形成が一定程度進んできている段階にあれば、弾力的な運用を行って差し支えない。

(イ) 稼働能力を有すること。具体的には、身体的・精神的健康状態について、就労が可能な状態にある者は対象となるが、本人から疾病や障害のため就労が困難であるとの申立てがある者、刑事施設等の長が健康状態の回復に努めるべきと判断した者等は対象とはならない。

(ウ) 就労意欲を有すること。ただし、選定時に明確な就労意欲を有していなくても、就労支援を実施する中で就労意欲を持つ見込みがある者については、就労意欲を有するとみなして差し支えない。

また、在院者については、修学又は就労の希望が定まらない場合も、就労意欲を有するとみなして差し支えない。その場合、少年院の職員は、修学と就労を両立させる方法を教示するなどして、就労意欲を高める働き掛けを行うこと。

(エ) 就労支援を受けることを希望していること。

(オ) 氏名、職歴その他の個人情報のほか、刑名刑期又は保護処分名、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に収容されている事実についての情報を安

定所及び求人者に対して開示することについて、同意していること。ただし、未成年である受刑者等にあつては、本人のほか、保護者が同意していなければならない。

イ 準支援対象者の選定

刑事施設等の長は、刑名刑期又は保護処分名、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に収容されている事実についての情報を求人者に開示しないで職業相談・職業紹介を行う就労支援の対象者（以下「準支援対象者」という。）として、上記ア（オ）に該当しない者のうち、次の（ア）及び（イ）に該当するものであつて、安定所との連携による就労支援の必要性が高いと認められる者を選定すること。ただし、準支援対象者の条件を満たす者が多数いるためにその全てを選定できない場合には、就労支援の必要性がより高いと認められる者を優先的に選定すること。

（ア）上記ア（ア）から（エ）までに該当すること。

（イ）氏名、職歴その他の個人情報と安定所及び求人者に対して開示するほか、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に収容されている事実についての情報を安定所に対して開示すること並びに釈放又は出院の見込日が就労開始見込日として求人者に開示されることについて、同意していること。ただし、未成年である受刑者等にあつては、本人のほか、保護者が同意していなければならない。

ウ 準支援対象者の選定に当たつての留意事項

支援対象者に選定するための要件のうち、上記ア（オ）の要件以外の要件を満たしている者について、上記ア（オ）の要件を満たす見込みがある場合は、安易に準支援対象者とするのではないようにすること。

エ 支援対象者及び準支援対象者の定員

刑事施設等の長は、年間の支援対象者又は準支援対象者の条件を満たす者の見込人員、釈放又は出院の見込人員をあらかじめ把握した上で、支援事業実施要領別添1「都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会設置要領」に基づく都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会等の機会において、実施可能な就労支援対象人員の調整を行うこと。

なお、実施可能な就労支援対象人員の調整後、仮釈放又は仮退院（第5種少年院在院者にあつては、退院。以下同じ。）により、釈放又は出院の見込人員に大幅な変動が生じる場合は、改めて、変動後の見込人員を安定所に連絡し、実施可能な就労支援対象人員を調整すること。

（2）同意の確認

ア 告知事項

就労支援の実施に当たつては、次に掲げる事項について告知すること。

（ア）就労支援を受けることは任意であること。

（イ）支援対象者に対する職業相談・職業紹介については、氏名、職歴その他の個人情報のほか、刑名刑期又は保護処分名、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に収容されている事実についての情報が安定所及び求人者に開

示されること。

(ウ) 準支援対象者に対する職業相談・職業紹介については、氏名、職歴その他の個人情報安定所及び求人者に開示されるほか、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に收容されている事実についての情報が安定所に開示されること並びに釈放又は出院の見込日が就労開始見込日として求人者に開示されること。

イ 刑事施設等に対する同意書の提出

上記アの告知をした後、支援対象者については別紙1-1の同意書（支援対象者用）に、準支援対象者については別紙1-2の同意書（準支援対象者用）に署名したものを提出させること。

ウ 未成年者に関する特則

支援対象者又は準支援対象者が未成年のときは、その者に対して上記ア及びイの措置を執るほか、その保護者に対し、上記ア（ア）から（ウ）までに掲げる事項について告知し、支援対象者の保護者については別紙1-3の保護者の同意書（支援対象者用）に、準支援対象者の保護者については別紙1-4の保護者の同意書（準支援対象者用）に署名したものを提出させること。ただし、その者に保護者がいない場合又は保護者がいても同意を得ることができないと認められる相当の理由がある場合にあっては、この限りでない。

エ 同意書の保管

別紙1-1から別紙1-4までの同意書については、刑事施設等において保管し、安定所等には送付しないこと。

(3) 支援対象者個人票Aの作成

ア 支援対象者個人票Aの提出

支援対象者又は準支援対象者に対する職業相談・職業紹介の実施に当たっては、その者に対し、別紙2の支援対象者個人票Aの氏名欄からその他の希望欄までに必要事項を記入したものを提出させること。ただし、必要と認める場合は、その全部又は一部を刑事施設等の職員が記入しても差し支えない。

イ 就職に対する具体的な希望、意向等があいまいである場合の取扱い

支援対象者個人票Aに記入するに当たって、就職に対する具体的な希望、意向等があいまいである場合は、就職についての希望欄については、可能な範囲で記入するものとして差し支えない。

ウ 求職申込書を同時に提出する場合の取扱い

支援対象者個人票Aの提出と同時に、安定所が求職申込みを受けるに当たって提出を求める求職申込書を提出する場合は、支援対象者個人票Aの氏名欄からその他の希望欄までの記入を省略することができる。

なお、就労支援の円滑な実施のために必要と認められる場合は、安定所と協議の上、あらかじめ求職申込書を刑事施設等に備え付けておくなど、適宜の方法を取って差し支えない。

(4) 安定所に対する就労支援の協力依頼

ア 就労支援協力依頼書等の送付

刑事施設等の長は、支援対象者又は準支援対象者を選定した際は、その所在地を管轄する安定所（以下「刑事施設等所在地安定所」という。）の長に対し、別紙3の就労支援協力依頼書及び別紙4の支援対象者総括票を送付するほか、職業相談・職業紹介を依頼する場合は、上記（3）アにより提出された支援対象者個人票Aに必要事項を記載し、併せて送付すること。

なお、求職申込書が刑事施設等の長に対して提出されている場合は、当該求職申込書についても、刑事施設等所在地安定所の長に対して送付すること。

イ 上記アにかかわらず、刑事施設等の長は、支援対象者又は準支援対象者に対する求人情報の提供について、効果的な就労支援の実施のために特に必要と認められる場合において、刑事施設等所在地安定所が合意するときは、就職活動地安定所（原則として本人の帰住予定地を管轄する安定所をいい、本人が就職することを希望する地域を帰住予定地以外の地域でほぼ決めている場合であって当該地域を管轄する安定所による就労支援を本人が希望するときは当該安定所をいう。以下同じ。）に直接求人情報の提供を求めることができる。

ウ 準支援対象者に係る協力依頼における留意事項

準支援対象者に係る協力依頼に際しては、準支援対象者であることが分かるように、支援対象者総括票の刑名刑期（保護処分名）欄及び支援対象者個人票Aの備考欄に、「前歴非開示希望」と記載し、又は準支援対象者に記載させること。

なお、この記載がなされていない場合、安定所においては、支援対象者として取り扱われ、本人の刑名刑期又は保護処分名、釈放又は出院の見込日及び刑事施設等に収容されている事実についての情報を求人者に伝達することを前提とした職業紹介が行われることとなることに留意すること。

エ 身上の変動に関する通知

刑事施設等の長は、安定所において支援対象者又は準支援対象者の求職申込みの受理がなされた後、その者の仮釈放又は仮退院の審理の開始又は再開、仮釈放日又は仮退院日の変更その他支援対象者又は準支援対象者の身上に係る変動が生じた場合は、その旨を安定所に対し適宜の方法により速やかに通知すること。

（5）保護観察所等との連携協力

ア 身上変動通知書の送付

刑事施設等の長は、支援対象者又は準支援対象者として安定所に職業相談・職業紹介の実施を依頼した場合、トライアル雇用を活用することとした場合及び就職が内定等した場合には、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程（平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令）第7条第4項に定める身上変動通知書により、地方更生保護委員会及び保護観察所に連絡すること。この場合において、採用を希望する事業主の名称及び所在地並びに住居の見通しを身上変動通知書に記載すること。また、その者に係る仮釈放等の審理が開始されているときは、あらかじめ

め、地方更生保護委員会及び保護観察所と連絡調整を行うこと。

なお、特に、トライアル雇用を活用して就職が内定等した場合の通知について遺漏のないよう留意すること。

イ 仮釈放等の審理若しくはその開始に係る調査又は生活環境の調整のための調査への協力

刑事施設等の長は、地方更生保護委員会が更生保護法（平成19年法律第88号）第25条第1項若しくは第36条第1項（同法第42条及び第47条の3において準用する場合を含む。）に基づき、仮釈放等の審理若しくはその開始に係る調査を行い、又は同法第82条第3項に基づき、生活環境の調整のための調査を行うに当たっては、受刑者等の釈放又は出院後の就労の確保等に資するよう、刑事施設等における職業訓練又は就労支援の実施の有無等の情報を提供するなどして、必要な協力をすること。

ウ 就労支援の状況に係る情報の連絡

刑事施設等の長は、支援対象者又は準支援対象者のうち、仮釈放若しくは仮退院を許す旨の決定を受けた者又は刑法（明治40年法律第45号）第27条の3第1項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）第4条第1項の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）であって実刑部分執行終了により釈放されるものについて、刑事施設等において本人に対して実施した就労支援の状況を、釈放又は出院後の保護観察を実施する保護観察所に対し身上変動通知書等により連絡し、継続的な就労支援が実施できるよう配慮すること。

(6) 就労支援の終了等

ア 就労支援の終了

支援対象者若しくは準支援対象者が釈放され、若しくは出院した場合又はその者につき就職先が決定した場合は、その者に対する就労支援を終了すること。

なお、就労支援を終了した場合には、安定所の長から刑事施設等の長に対し、別紙5の就労支援終了報告書をもって報告される。

イ 就労支援の打ち切り

支援対象者若しくは準支援対象者が就労支援の希望を取り下げた場合又はその者が正当な理由なく安定所の指導に繰り返し従わないことその他の事由により就労支援を継続しても効果が見込まれない場合には、安定所と協議の上、その者に対する就労支援を打ち切ることができること。

4 支援対象者及び準支援対象者以外の受刑者等に対する就労支援の実施

(1) 支援対象者及び準支援対象者以外の受刑者等に対する就労支援

支援対象者及び準支援対象者以外の受刑者等は、安定所による就労支援の対象外であるが、それらの者に対しても、できる限り釈放又は出院後の就労の確保に資するよう支援することが望ましいことから、必要と認められる場合は、安定所と協議の上、次に掲げる就労支援を実施して差し支えない。

ア 職業講話の実施及び求職活動ガイドブックの配布

イ 求人情報の提供

(2) 求人情報の提供の協力依頼

上記(1)により、支援対象者及び準支援対象者以外の受刑者等に対して求人情報の提供を行う場合は、刑事施設等の長は、刑務所等所在地安定所に対し、求人情報の提供を求める受刑者等のイニシャル等、求人情報の検索に必要な希望条件その他の情報のみを適宜の様式の書面により提供すること。

5 支援対象者又は準支援対象者への切り替え

受刑者等が、上記4(1)による就労支援を受けた後、職業相談・職業紹介の実施を希望する場合には、本人の意向を確認し、支援対象者又は準支援対象者として選定することが適当と認められる場合は、上記3の手続に基づき、支援対象者又は準支援対象者として選定し、職業相談・職業紹介を実施すること。

6 釈放又は出院後の就労支援に向けた関係機関との連携

(1) 釈放又は出院後の就労支援についての告知等

刑事施設等の長は、釈放され、又は出院する受刑者等に対し実施した就労支援の状況等について必要に応じて保護観察所に情報提供すること、また、当該受刑者等に対して、保護観察所と連携して、保護観察所が実施する就労支援の内容の周知、利用の勧奨をすることなどにより、釈放又は出院後を通じて、継続的かつ一貫した就労支援の実施に配慮すること。

また、釈放され、又は出院する受刑者等のうち、安定所による就労支援（釈放又は出院前に就職が決定した支援の対象となる受刑者等に対する釈放又は出院後の職場適応・定着支援を含む。）を希望するものに対しては、釈放前の指導又は処遇の段階が1級の在院者に係る指導時に、次に掲げる事項について説明すること。

ア 釈放され、又は出院した受刑者等のうち、次に掲げるものについて、安定所による就労支援を受けることができること。ただし、釈放され、又は出院した受刑者等が保護観察所を通じないで求職申込みをした場合は、「自発的な求職活動を行う者」として取り扱われ、安定所による就労支援を受けることができないこと。

(ア) 更生保護法第40条（同法第42条において準用する場合を含む。）の規定により保護観察に付されている者

(イ) 保護観察付一部猶予者

(ウ) 更生保護法第85条第1項に規定する更生緊急保護の対象者

(エ) 第5種少年院を退院し、保護観察が継続している者

イ 釈放又は出院前に求職申込みをしている場合であって、釈放又は出院後も安定所による就労支援の対象となるときは、求職登録の内容が就職活動地安定所に引き継がれていることから、就職活動地安定所に対し、ハローワークカードを提示し、又は求職番号を告げること。

(2) 就職活動地安定所における担当者名の通知

刑事施設等の長は、刑事施設等所在地安定所から、支援対象者又は準支援対

象者を担当する就職活動地安定所の職員の氏名等が通知された場合は、それを支援対象者又は準支援対象者に伝達すること。

(3) 保護カードの交付等

刑事施設等の長は、受刑者が懲役若しくは禁錮の刑の執行の終了のため釈放される場合（実刑部分執行終了（刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、一部猶予期間中保護観察に付されなかった場合に限る。）により釈放される場合を含む。）及び少年院在院者が退院する場合において、その者が安定所による就労支援を受けることを希望するときは、平成20年5月29日付け法務省保観第443号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「更生緊急保護に関する手続等の取扱いについて」別紙更生緊急保護手続取扱要領3（1）により保護カードを交付すること。この場合、保護カードの「更生緊急保護の必要性に関する意見・参考事項」欄に、「就労支援」と記載すること。

なお、当該受刑者等の釈放又は出院後、保護カードの提示を受けた保護観察所の長から当該受刑者等について照会を受けた場合には、当該受刑者等の生活環境の調整を実施した保護観察所名、当該受刑者等に対して刑事施設等内で実施した就労支援の概要等について、速やかに回答すること。

(4) 就職活動地安定所に対する情報の提供

刑事施設等の長は、就職活動地安定所に対して釈放又は出院前に当該刑事施設等において実施された就労支援の状況を伝達することが釈放又は出院後の安定所による就労支援を効率的に行うために特に必要であると認められる場合において、刑事施設等所在地安定所が合意するときは、直接、就職活動地安定所に情報の提供をすることができること。この場合において、就職活動地安定所に対する情報の提供は、別紙6の就労支援状況連絡票のほか、支援対象者総括票、支援対象者個人票Aの写しその他必要な書類を送付することにより実施すること。

別紙1-1

どう い しょ
同 意 書 (支援対象者用)

わたし しゅうろうしえん う あ い か こうもく どうい
私は就労支援を受けるに当たり、以下の項目に同意します。

き
記

しえんたいしょうしゃそうかつひょうおよ しえんたいしょうしゃこじんひょうえー きさい
支援対象者総括票及び支援対象者個人票Aに記載された

しめい しょくれき た こじんじょうほう けいめいけいき ほ ごしょぶんめい
氏名、職歴その他の個人情報のほか、刑名刑期(保護処分名)、

しゃくほう しゅついでん みこみびおよ けいじしせつ しょうねんいん しゅうよう
釈放(出院)の見込日及び刑事施設(少年院)に収容されて

じじつ じょうほう こうきょうしょくぎょうあんていしょおよ きゅうじんしゃ
いる事実についての情報が公共職業安定所及び求人者に

たい かいじ
対して開示されること。

ねん がつ にち
年 月 日

しょうこばんごう にゅういんばんごう しめい
称呼番号(入院番号)・氏名

どう い しょ
同 意 書 (準支援対象者用)

わたし しゅうろうしえん う あ い か こうもく どうい
私は就労支援を受けるに当たり、以下の項目に同意します。

き
記

しえんたいしょうしゃそうかつひょうおよ しえんたいしょうしゃこじんひょうえー きさい
1 支援対象者総括票及び支援対象者個人票Aに記載された

しめい しょくれき た こじんじょうほう こうきょうしょくぎょうあんていしょおよび
氏名、職歴その他の個人情報^が公共職業安定所^{及び}

きゅうじんしゃ たい かいじ
求人者^{に対して}開示されること。

しゃくほう しゅついでん みこみび けいじしせつ しょうねんいん しゅうよう
2 釈放(出院)の見込日及び刑事施設(少年院)に収容され

じじつ じょうほう こうきょうしょくぎょうあんていしょ たい かいじ
ている事実^{についての}情報^が公共職業安定所^{に対して}開示
されること。

しゃくほう しゅついでん みこみび しゅうろうかいしみこみび きゅうじんしゃ
3 釈放(出院)の見込日が、就労開始見込日として求人者^に

かいじ
開示されること。

ねん がつ にち
年 月 日

しょうこばんごう にゅういんばんごう しめい
称呼番号(入院番号)・氏名

別紙1-3

ほごしや どういしよ
保護者の同意書 (支援対象者用)

しょうこばんごう にゅういんばんごう しめい
称呼番号 (入院番号) ・氏名

わたし ほごしや じょうき もの しゅうろうしえん う ひつよう
私は、保護者として、上記の者が就労支援を受けるために必要

いか おな どうい
な以下の項目について、同じく同意します。

き
記

しえんたいしょうしやそうかつひょうおよ しえんたいしょうしやこじんひょうえー きさい
支援対象者総括票及び支援対象者個人票Aに記載された

しめい しょくれき た こじんじょうほう けいめいけいき ほごしよぶんめい
氏名、職歴その他の個人情報のほか、刑名刑期(保護処分名)、

しゃくほう しゅついでん みこみびおよ けいじしせつ しょうねんいん しゅうよう
釈放(出院)の見込日及び刑事施設(少年院)に収容されてい

じじつ じょうほう こうきょうしょくぎょうあんていしよおよ きゅうじんしや たい
る事実についての情報が公共職業安定所及び求人者に対し

かいじ
て開示されること。

ねん がつ にち
年 月 日

しめい
氏名

ほごしゃ どういしょ
保護者の同意書 (準支援対象者用)

しょうこばんごう にゅういんばんごう しめい
称呼番号 (入院番号) ・氏名

わたし ほごしゃ じょうき もの しゅうろうしえん う ひつよう
私は、保護者として、上記の者が就労支援を受けるために必要

いか おな どうい
な以下の項目について、同じく同意します。

き
記

しえんたいしょうしゃそうかつひょうおよ しえんたいしょうしゃこじんひょうえー きさい
1 支援対象者総括票及び支援対象者個人票Aに記載された

しめい しょくれき た こじんじょうほう こうきょうしょくぎょうあんていしょおよび
氏名、職歴その他の個人情報 が公共職業安定所及び

きゅうじんしゃ たい かいじ
求人者に対して開示されること。

しゃくほう しゅついでん みこみび けいじしせつ しょうねんいん しゅうよう
2 釈放 (出 院) の見込日及び刑事施設 (少年院) に収容され

じじつ じょうほう こうきょうしょくぎょうあんていしょ たい かいじ
ている事実についての情報が公共職業安定所に対して開示
されること。

しゃくほう しゅついでん みこみび しゅうろうかいしみこみび きゅうじんしゃ
3 釈放 (出 院) の見込日が、就労開始見込日として求人者に

かいじ
開示されること。

ねん がつ にち
年 月 日

しめい
氏名

支援対象者個人票 A

矯正施設名	所在地
担当者名	電話番号

フリガナ 氏名			備 考		
学歴	中学・高校・高専・短大・大学・大学院・その他 () / 卒業又は修了・中退・在学 (就労しながら修学する希望 有・無)				
免許・資格	運転免許 (普通一種・普通二種・大型一種・大型二種) 上記以外の免許・資格				
最終の職業			働いていた最終の 事業所名 (就労地)		
最後の就労年月	年	月	働いていた期間	年	月
経験した主な仕事					
(職種)		(仕事の内容)			
就職についての希望					
希望 就業形態	一般・パート・季節労働・その他 ()		希望する 仕事		
就職 希望地			希望収入		
帰住 予定地				住み込み の希望	有・無
希望 勤務時間			希望休日		
仕事をする上で留意する点			その他の希望		

※ 「免許・資格」以下の欄は、記入できる範囲内で記入してください。

※ 本頁の「氏名」欄から「その他の希望」欄までについては、求職申込書への記入により、当該欄の記入に代えることとしても差し支えありません（その場合であっても、「矯正施設名」欄から「備考」欄まで、及び次頁については、担当職員において記入できる範囲内で記入してください。）。

※ 支援の対象となる受刑者等が前歴の非開示を希望する場合は、備考欄に「前歴非開示希望」と記載すること。

※ 修学を希望する場合、就労に当たって特に配慮してほしい事項があれば、「その他の希望」欄に記入してください。

矯正施設における処遇内容・これまでの取組み

支援対象者の状況

- ・ 稼働能力
- ・ 就労意欲
- ・ その他の就労阻害要因の有無

希望就労支援内容

- 職業相談・職業紹介 求人情報の提供 職業講話の実施及び
求職活動ガイドブックの配布

担当者からのコメント

別紙3

就労支援協力依頼書

(元号) 年 月 日

〇〇公共職業安定所長 殿

〇〇刑務所長
(〇〇少年院長)

当所収容受刑者（当院在院者）の就労支援の協力依頼について
刑務所出所者等就労支援事業の支援対象者として選定した総括票に掲げる者
につきまして、就労支援の協力を依頼いたしますので、よろしくお取り計らい
願います。

なお、総括票に掲げる者のうち、職業相談・職業紹介又は求人情報の提供を
希望する者につきましては、支援対象者個人票Aを添付しております。

また、支援対象者総括票及び支援対象者個人票Aの各項目に係る個人情報の
公共職業安定所への提供につきましては、各票に掲げる各者の同意を得ている
ことを申し添えます。

注1 少年院においては、() 括弧内を使用すること。

2 文書発信番号を取ること。

別紙 4

支援対象者総括票

矯正施設名	所在地		電話番号
記載年月日	記載担当者名		連絡先(電話番号・メールアドレス等)
	役職名	氏名	

支援対象者名一覧表

個人票 整理番号	氏名	刑名刑期 (保護処分名)	釈放(出院)見込日	希望就労支援内容	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					

注) 支援の対象となる受刑者等が前歴の非開示を希望する場合は、刑名刑期(保護処分名)欄に「前歴非開示希望」と記載すること。

(元号) 年 月 日

就労支援終了報告書

〇〇刑務所長 殿
(〇〇少年院長 殿)

〇〇公共職業安定所長

就労支援の終了報告について

貴所発第〇〇号「当所収容受刑者（当院在院者）の就労支援の協力依頼について」に基づき、就労支援の協力をしておりました〇〇 〇〇（個人票整理番号〇〇）については、別紙支援対象者個人票Bのとおり就労支援が終了しましたので報告します。

(別紙)

支援対象者個人票 B

フリガナ	求職申込日	年	月	日
氏名	求職番号			

支援実施状況（支援実施日別に具体的支援内容を記入）

--

支援結果（チェックを入れる。その他の場合は具体的に記入。就職の場合は「就職先事業所名」以下の欄を記入すること。）

安定紹介 による就職		安定紹介 以外の就職		期間満了		延長		打ち切り		
支援協力 依頼日			年	月	日	支援終了日		年	月	日

就職先事業所名 (住所)

就職決定日	月	日	雇用形態	一般・パート・季節労働・ その他 ()	月収 万 千円
-------	---	---	------	-------------------------	------------

就職に至らなかった
場合その理由

--

就労支援状況連絡票

(元号) 年 月 日

〇〇公共職業安定所 殿

〇〇刑務所長 (少年院長)

出所者等に対する就労支援状況に係る情報提供について

当刑務所(少年院)からの出所者(出院者)のうち、別添に掲げる者については貴公共職業安定所の管轄地域での就労を希望しているところであり、近日中に、担当保護観察所から、貴所あてに「刑務所出所者等就労支援事業」に係る就労支援の協力依頼がなされるものと見込まれるところです。

つきましては、当刑務所(少年院)において実施した就労支援の状況に係る情報を参考までに送付しますので、支援にご活用くださいますようお願いいたします。

なお、総括票に掲げる者につきましては、支援対象者個人票Aを添付しております。

また、支援対象者総括票及び支援対象者個人票Aの各項目に係る個人情報の公共職業安定所への提供については、各票に掲げる各者の同意を得ていることを申し添えます。